

## 自然の家等に係る利用料金減免基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家(以下「自然の家等」という。)の利用料金の減額又は免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用指針)

第2条 この基準は、自然の家等が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設であることを踏まえ、住民の自然の家等の利用について不当な差別的取扱いがないように運用されなければならない。

(利用料金の減免)

第3条 福岡市立背振少年自然の家条例(平成26年福岡市条例第47号)第13条第5項及び福岡市海の中道青少年海の家条例(平成26年福岡市条例第48号)第13条第5項に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

- (1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき 全額
  - (2) 本市が経費の一部を負担して後援するとき 半額
  - (3) 次に掲げる者が利用するとき 全額
    - ア 心身障がい者(療育手帳、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「療育手帳等」という。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)
    - イ 心身障がい者を主たる構成員とする団体
    - ウ 心身障がい者が特に介護を必要とする場合におけるその介護者
  - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校が利用するとき(福岡市立背振少年自然の家条例第13条第1項ただし書及び福岡市海の中道青少年海の家条例第13条第1項ただし書に規定する場合を除く。) 半額
  - (5) 指定管理者が企業研修に係る利用、スポーツ団体・部活動合宿に係る利用その他一般利用の積極的な拡大に寄与する利用であると認めるとき 指定管理者が必要と認める額
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受けたとき 全額又は半額
- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年11月11日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月1日から施行する。